

相楽西部地域（木津川市、精華町）
循環型社会形成推進地域計画

（第2期：平成27年度～平成31年度）

（第2回変更）

平成26年12月22日策定
平成27年12月17日変更
平成28年 3月31日変更

相楽郡西部塵埃処理組合

木 津 川 市

精 華 町

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
(4)	広域化の検討状況	2
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1)	一般廃棄物（ごみ）等の処理の現状	3
(2)	生活排水の処理の状況（木津川市）	3
(3)	一般廃棄物（ごみ）等の処理の目標	4
(4)	生活排水処理の目標（木津川市）	5
3	施策の内容	6
(1)	発生抑制、再使用の推進	6
(2)	処理体制	8
(3)	処理施設等の整備	11
(4)	施設整備に関する計画支援事業	12
(5)	その他の施策	12
4	計画のフォローアップと事後評価	13
(1)	計画のフォローアップ	13
(2)	事後評価及び計画の見直し	13
添付資料		
添付資料 1	対象地域図、現有・計画施設位置図	15
添付資料 2	各種推計結果	17
添付資料 3	一般廃棄物（ごみ）等の処理目標資料	20
添付資料 4	分別区分説明資料	21
添付資料 5	現有処理施設概要	22
様式 1	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1	23
様式 2	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2	25
様式 3	地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	26
参考資料様式 1	施設概要（リサイクル施設系）	27
参考資料様式 2	施設概要（高効率ごみ発電・エネルギー回収型廃棄物処理系）	28
参考資料様式 5	施設概要（浄化槽系）	29
参考資料様式 6	計画支援概要	30

相楽西部地域（木津川市、精華町） 循環型社会形成推進地域計画（第2期）

相楽郡西部塵埃処理組合、木津川市、精華町

平成26年12月22日策定（当初）

平成27年12月17日変更（第1回）

平成28年 3月31日変更（第2回）

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

（1）対象地域

構成市町村名：木津川市、精華町

面積：木津川市 85.12k m²、精華町 25.66km²、合計 110.78km²

人口：木津川市 72,747人、精華町 37,429人、合計 110,176人

（平成26年10月1日現在）

木津川市 73,926人、精華町 37,530人、合計 111,456人

（平成27年10月1日現在）

（2）計画期間

本計画は、「相楽西部地域（木津川市、精華町）循環型社会形成推進地域計画」の第1期（平成22年9月1日から平成27年3月31日まで）に引き続く第2期計画として策定するものであり、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、本計画期間内でも目標の達成状況や社会経済情勢や廃棄物・リサイクルに関する法律・諸制度が大きく変化した場合などにおいては、必要に応じて計画を見直すものとする。

（3）基本的な方向

木津川市及び精華町では、循環型社会の形成を目指して、ごみの発生抑制、減量化、資源循環及び適正処理を進めている。

現在、木津川市及び精華町の燃やすごみの処理については、相楽郡西部塵埃処理組合（以下「組合」という。）及び木津川市分の一部を民間事業者において焼却処分している。組合は、昭和37年8月に当時の木津町、山城町及び精華町により設置された一部事務組合であり、昭和55年から打越台環境センターにおいて燃やすごみの焼却処分を行っており、稼働後約34年が経過している。このため施設の老朽化が著しく、また、関西文化学術研究都

市の宅地開発による人口増に伴うごみ量の増加などにより、打越台環境センターだけでは処理しきれない状況にあり、可及的、かつ速やかなごみ焼却施設の整備が急務となっている。

本計画は、木津川市及び精華町の循環型社会の形成を目指して、効率的な収集・運搬・資源化・処理・処分、その体制を確保するために整備が必要な施設、並びに運営のための施策を立案するものである。

また、木津川等の公共水域の水質の保全、並びに市民の生活環境及び公衆衛生の向上を推進するため、公共下水道整備区域対象外において、合併処理浄化槽の整備を進める。

(4) 広域化の検討状況

平成 11 年 3 月に京都府が策定した「京都府ごみ処理広域化計画」では、木津川市及び精華町は相楽地域ブロックに分類される。相楽地域ブロックは、木津川市、精華町の他に笠置町、和束町及び南山城村で構成されている。

木津川市及び精華町では、この広域化計画に則り、ごみ処理の広域化を図るため、関係自治体と意見交換を行ってきたところである。

しかし、施設建設地の周辺住民との合意形成において、1 市 3 町 1 村を集約化することは、極めて困難な状況にある。

以上のことから、本地域では、従来のごみ処理の枠組みを継続して、木津川市及び精華町による広域処理とする。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物（ごみ）等の処理の現状

平成 25 年度の一般廃棄物の排出量、処理量のフローは図 1 のとおりである。

集団回収量も含めた排出量は約 31,400 トンであり、再生利用される総資源化量は約 7,500 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）／（ごみの排出量（集団回収量含む）））は、約 24%である。

中間処理による減量化量は約 20,700 トンであり約 66%が減量化されている。なお、中間処理のうち焼却処理量は約 23,200 トンである。

また、排出量の約 10%にあたる約 3,100 トンが埋立処分されている。

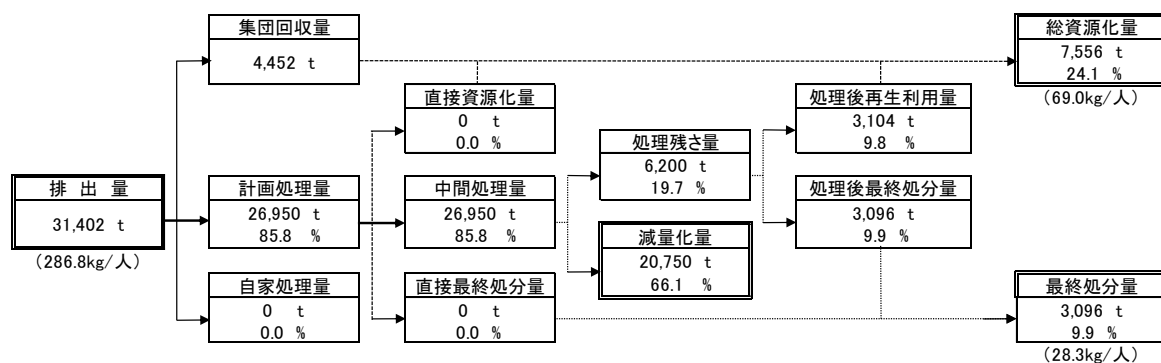


図 1 一般廃棄物（ごみ）等の処理状況フロー（平成 25 年度）

(2) 生活排水の処理の現状

相楽西部地域における平成 25 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は次のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 109,473 人であり、汚水衛生処理人口は 100,904 人、汚水衛生処理率 92.2%である。

し尿発生量は、5,253.36k1/年、浄化槽汚泥発生量は、6,466.29k1/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は、11,719.65k1/年である。

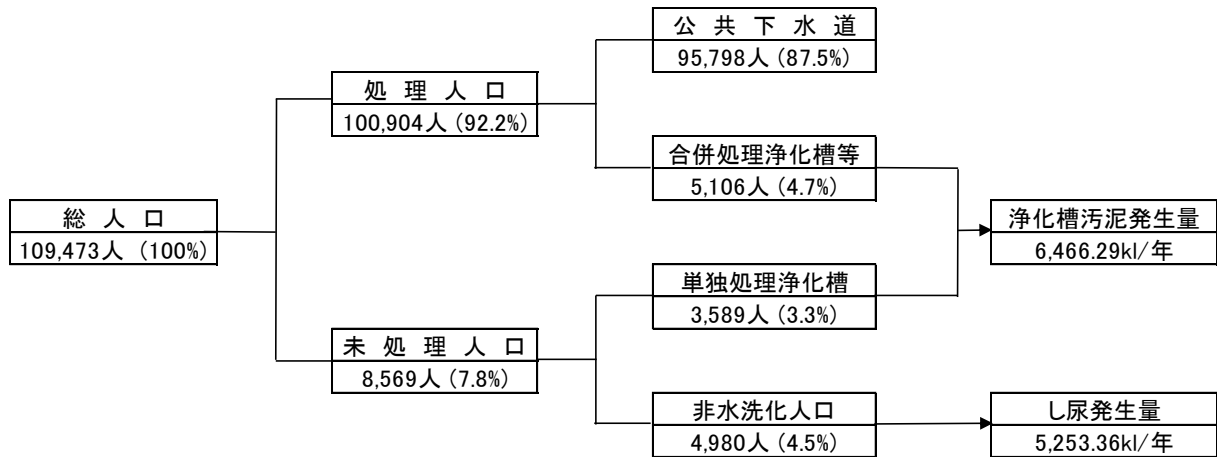


図2 生活排水の処理状況フロー（平成25年度）

（3）一般廃棄物（ごみ）等の処理の目標

木津川市は、平成19年3月に木津町、山城町、加茂町が合併して誕生した。この市町村合併を契機に、ごみの区分の統一を図った。また、精華町においても、平成20年4月から燃やすごみの分別について一部変更するなど、ごみの区分の統一を図ったところである。

さらに、その他の発生抑制、資源化の取組みも継続して実施することにより、表1及び図3に示した目標量の達成を目指す。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標・単位		年度	現状(割合※1) (平成25年度)	目標(割合※1) (平成32年度)
排出量	事業系 総排出量		4,533 トン	4,463 トン (-1.5%)
	1事業所当たりの排出量※2		1.72 トン/事業所	1.69 トン/事業所 (-1.7%)
	家庭系 総排出量		26,869 トン	30,919 トン (15.1%)
	1人当たりの排出量※3		177 kg/人	166 kg/人 (-6.2%)
合計	事業系家庭系排出量合計		31,402 トン	35,382 トン (12.7%)
再生利用量	直接資源化量		0 トン (0.0%)	0 トン (0.0%)
	総資源化量		7,556 トン (24.1%)	9,932 トン (28.1%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量 MWh)		-	7,400 MWh (皆増)
減量化量	中間処理による減量化量		20,750 トン	22,291 トン (63.0%)
最終処分量	埋立最終処分量		3,096 トン	3,160 トン (8.9%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《指標の定義》

排出量: 事業系ごみ、家庭系ごみ(集団回収による古紙類を含む。)を問わず、出されたごみの量[単位: トン]

再生利用量: 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位: トン]

熱回収量: 熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位: MWh]

減量化量: 中間処理量と処理後の残さ量の差[単位: トン]

最終処分量: 埋立処分された量[単位: トン]

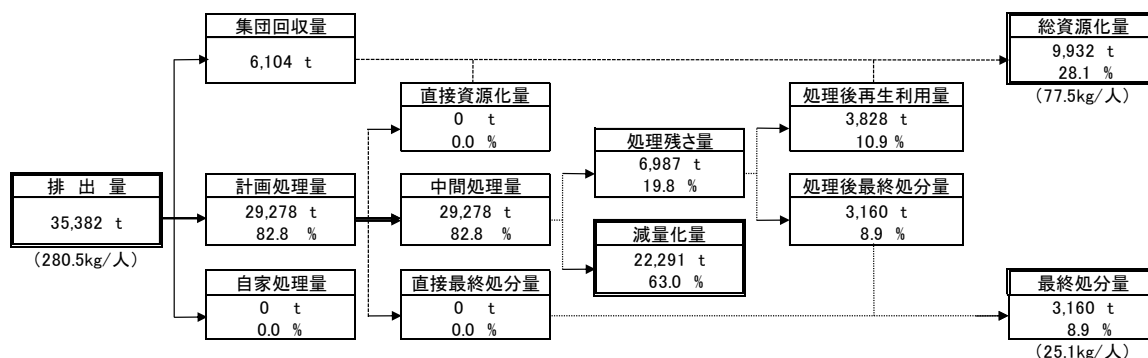


図3 目標達成時の一般廃棄物（ごみ）等の処理フロー（平成32年度）

(4) 生活排水処理の目標

相楽西部地域の生活排水について、表2に掲げる目標達成に向け、合併処理浄化槽の整備等を推進する。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成25年度実績	平成32年度
処理形態別 人口	公共下水道	95,798人(87.5%)	117,297人(93.0%)
	合併処理浄化槽等	5,106人(4.7%)	4,815人(3.8%)
	未処理人口	8,569人(7.8%)	4,058人(3.2%)
	合計	109,473人	126,170人
し尿・ 汚泥の量	汲み取りし尿量	5,253.36キロリットル	1,660.24キロリットル
	浄化槽汚泥量	6,466.29キロリットル	5,340.46キロリットル
	合計	11,719.65キロリットル	7,000.70キロリットル

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア ごみ処理の有料化の導入（施策番号 11）

廃棄物処理法に基づく廃棄物処理基本方針では、市町村の役割として、「ごみ処理の有料化の推進を図るべきである」との記載が追加され、一般廃棄物処理の有料化の推進が示されている。

現在、事業系一般廃棄物については、従量制により課金し、直接納入方式により処理料金を徴収している。

一方、家庭系ごみについては、処理料金を徴収しておらず、ごみの減量化について、啓発するとともに、さまざまな施策を展開している。

木津川市、精華町では、それぞれ廃棄物減量等推進審議会を設置して、ごみ減量施策について、検討を進めている。

なお、木津川市では、ごみ処理の有料化は、ごみの排出抑制と費用負担の公平性の確保のために有効な手段であることから、平成 25 年度に審議会にごみ処理の有料化に関する諮問をして、料金徴収方法及び手数料単価等の審議を進めている。また、精華町では、平成 25 年度に審議会にごみ減量に関する諮問をして、粗大ごみの有料化等を含む審議を進めている。

イ マイバッグ運動・レジ袋対策（施策番号 12）

事業者に対して、過剰包装の自粛とレジ袋の有料化、及び詰め替え商品の優先的な仕入れなどの啓発を進める。

また、市民に対して、引き続きマイバッグ持参や簡易包装などの啓発・推進を図る。

ウ 集団回収等の推進（施策番号 13）

木津川市では、古紙類の再資源化を促進するため、市民団体による古紙・古布類の集団回収に対して、「木津川市古紙類等回収事業実施補助金交付要綱」（平成 19 年規則第 36 号）により、回収実施に応じて補助金（平成 25 年度の補助金は、1 キロあたり 5 円を交付）を交付している。

精華町では、古紙類のごみの減量化と資源としての有効利用を促進するとともに、住民と行政によるごみ問題解決への社会意識の高揚を目的として、市民団体による古紙・古布類・アルミ缶の集団回収に対して、「精華町古紙類回収事業実施補助金交付要綱」（平成 4 年要綱第 5 号）により、回収実績に応じて補助金（平成 25 年度の補助金は、1 キロあたり 2 円を交付、ただし条件を満たした団体は加算対応）を交付している。

引き続き、古紙類などの集団回収に対する補助施策を継続して実施するとともに、広報紙により集団回収の情報提供や啓発活動を進める。

エ 分別収集の推進・啓発活動・環境学習の実施（施策番号 14）

木津川市では、平成 9 年 4 月にリサイクル研修ステーションを開所し、3 R の考えに基づき、ごみゼロを目指した様々なごみの発生抑制や減量化の実践に向けた啓発事業を推進しており、今後も継続して取り組みを進める。

精華町では、精華町環境ネットワーク会議と協働し、環境啓発フォーラムや環境啓発映画会等を企画するとともに、ごみ分別説明会等を実施し、分別収集の徹底、循環型社会の構築を目指す。

表 3 リサイクル研修ステーションの主な実施事業

事業名	内容
有効利用コーナー	家庭で不用になった子供服や婦人服、また日用品などを提供いただき、必要とされる方に再利用していただき、ごみを減量する。
さき織り工房	着られなくなった衣類などを裂いて、機織り機でオリジナルの織物を作成する。
環境ポスター展	市内の小中学生を対象に、夏休みに環境啓発ポスターの作成依頼をし、入選作品は燃やすごみ収集車に掲示し、環境啓発をする。
グリーンカーテンフォトコンテスト	二酸化炭素排出量の削減と、温暖化防止啓発を目的として、グリーンカーテンを啓発し、実践いただいた過程と経過が分かる写真を募集しコンテストを開催する。
紙バンド講習会	荷造り時などに使用する紙バンドを使用し、マイバッグを作成する教室を開催する。レジ袋の削減を目的とする。
使用済み油回収	使用済みの油（廃食用油）を回収し、家畜飼料とする。

オ 家庭における生ごみの堆肥化（施策番号 15）

木津川市及び精華町では、生ごみの減量化と有効利用に対する意識の向上を目的として、一般家庭を対象に生ごみ処理機器を購入する経費に対し、補助金を交付しており、今後も継続して補助を行う。

カ 生活排水対策（施策番号 16）

家庭等から排出される生活雑排水による公共水域の汚濁負荷の低減のため、下水道計画区域以外の地域における汲取り・単独浄化槽世帯に対し、補助金を交付することなどにより、合併処理浄化槽の設置を推進する。

また、無リン洗剤の使用、三角コーナーネットの使用、廃油回収の実施及び拭取紙等の排出抑制用品の普及啓発活動に取り組むこととする。

(2) 処理体制

ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表4のとおりである。

現在、木津川市・精華町の燃やすごみは、組合の打越台環境センターで処理しているが、施設の老朽化と人口増加により、施設の処理能力が不足している。このため、木津川市の木津地域の一部及び加茂地域の全量について、緊急避難措置として、民間に処理を委託している。

今回計画の新たなごみ焼却施設の供用開始以降は、木津川市及び精華町から発生する全ての燃やすごみをこの施設で処理する計画である。

なお、現在、処理能力不足のため処理を民間委託しているビニール・プラスチックごみ（廃プラスチック類）についても、同施設で処理し、サーマルリサイクルを進める計画である。

また、新たなごみ焼却施設の建設により、ごみ焼却施設が精華町内から木津川市内に変わり、精華町域のごみ収集時間が現状よりも要することから、ごみ収集体制の効率化が必要となる。

このため、打越台環境センターを廃炉・撤去して、その跡地にストックヤードを整備することにより、リサイクル及びごみ収集の効率化を図る。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系一般廃棄物については、燃やせるごみを対象に施設で受入れている。

なお、今後は、多量にごみを排出する事業所に対して、一般廃棄物減量計画書の作成及び計画を実行するよう指導などに取り組み、事業系一般廃棄物の発生抑制と減量化を進める。

ウ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、引き続き、木津川市において下水道が整備されない人口散在地域等で合併処理浄化槽の整備を進める。

また、し尿、合併処理浄化槽汚泥については、今後も引き続き、し尿処理施設において処理し、生じた汚泥は脱水後、埋立処分する。

エ 今後の処理体制の要点

○既存のごみ焼却施設の老朽化に伴う施設更新により、廃棄物エネルギーの有効活用による二酸化炭素の排出抑制に資する新たなごみ焼却施設を整備する。

○新しいごみ焼却施設整備後、木津川市及び精華町の燃やすごみの全量を本施設で処理する。併せて、ビニール・プラスチックごみを燃やすごみに統合し、サーマルリサイクルを推進する。

○事業系一般廃棄物を多量に排出する事業所に対し、一般廃棄物減量計画書を作成し、計画を実行するよう指導を進める。

○生活排水の処理について、下水道が整備されない人口散在地域等で合併処理浄化槽の整備を進めて、公共水域の水質保全及び公衆衛生等の向上を推進する。

表 4 相楽西部地域（木津川市・精華町）の家庭系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状（平成25年度）							今後（平成32年度）						
分別区分	処理方法		処理実績 (トン)	分別区分	処理施設等		処理実績 (トン)	分別区分	処理施設等				
	資源化	圧縮・梱包			一次処理	二次処理			資源化	圧縮・梱包	一次処理	二次処理	
ビニール・プラスチック容器包装	資源化	圧縮・梱包	1,464	ビニール・プラスチック容器包装	資源化	圧縮・梱包	1,742	ビニール・プラスチック容器包装	民間委託	指定法人	1,742	ビニール・プラスチック容器包装	
燃やすごみ	焼却	焼却	17,046	燃やすごみ	焼却	焼却	18,585	燃やすごみ (廃プラスチック類含む)	打越台環境センター 一部民間委託	埋立	555	燃やすごみ (廃プラスチック類含む)	
ビニール・プラスチック類 (廃プラスチック類)	焼却	焼却	500	ビニール・プラスチック類 (廃プラスチック類)	焼却	焼却	555	燃やすごみ (廃プラスチック類含む)	民間委託	埋立	555	燃やすごみ (廃プラスチック類含む)	
燃やさないごみ	資源化 破砕 埋立	資源化 破砕、埋立	1,925	燃やさないごみ	資源化 破砕 埋立	資源化 破砕、埋立	2,185	燃やさないごみ	民間委託	指定法人(ビン類) 資源化(金属類) 埋立(その他)	2,185	燃やさないごみ	
ペットボトル		圧縮・梱包	223	ペットボトル		圧縮・梱包	259	ペットボトル	民間委託	指定法人	259	ペットボトル	
乾電池		保管	29	乾電池		保管	30	乾電池	民間委託	資源化	30	乾電池	
生活ガラ		埋立	4	生活ガラ		埋立	4	生活ガラ	大阪湾フェニックス	埋立	4	生活ガラ	
蛍光灯		保管	2	蛍光灯		保管	2	蛍光灯	民間委託	資源化	2	蛍光灯	
古紙・古布		保管	173	古紙・古布		保管	273	古紙・古布	民間委託	資源化	273	古紙・古布	
古紙 (集団回収)		(売却)	4,452	古紙 (集団回収)		(売却)	6,104	古紙 (集団回収)	民間委託	資源化	6,104	古紙 (集団回収)	
粗大ごみ	資源化 破砕 埋立	資源化 破砕、埋立	1,051	粗大ごみ	資源化 破砕 埋立	資源化 破砕、埋立	1,180	粗大ごみ	民間委託	資源化 焼却・焼煤、埋立	1,180	粗大ごみ	

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設の整備（施策番号1）

新クリーンセンターの稼働後、相楽郡西部塵埃処理組合において、表5のとおり、打越台環境センターを廃炉・撤去して、跡地にストックヤードを整備して、リサイクル及びごみ収集の効率化を図る。

表5 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	設置予定地	事業期間	参考
1	ストックヤード施設	ストックヤード整備事業	京都府相楽郡精華町 大字北稲八間小字打越 84	H31～H31	全体事業期間 H31～H31

(整備理由)

事業番号1 リサイクル及びごみ収集の効率化

イ 廃棄物処理施設の整備（施策番号3）

上記(2)の統一後の分別区分及び処理体制に基づき処理を行うため、表6のとおり、木津川市において、ごみ焼却施設の整備を行い、廃棄物エネルギーの有効活用による二酸化炭素の排出抑制を図る。

なお、施設の維持管理・運営は、相楽郡西部塵埃処理組合で行うこととする。

表6 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間	参考
3	高効率ごみ発電・エネルギー回収型廃棄物処理施設	クリーンセンター整備事業	94t/日	京都府木津川市 鹿背山川向地内	H27～H30	全体事業期間 H25～H30

(整備理由)

事業番号3 既存施設の老朽化対応、エネルギー回収効率の向上、廃棄物エネルギーの有効活用による二酸化炭素の排出抑制

ウ 合併処理浄化槽の整備（木津川市）（施策番号5）

木津川市の合併処理浄化槽の整備については、表7のとおり行う。

表7 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業名	直近の整備済基数(基) (～平成25年度)	整備計画 基数(基)	整備計画 人口(人)	事業期間
5	浄化槽設置整備事業	208	185	745	H27～H31

(4) 施設整備に関する計画支援事業（施策番号 31, 33）

上記（3）の施設整備に伴い、表8のとおり計画支援事業を行う。

表8 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間	参考
31	ストックヤード整備に関する計画支援事業	調査、計画、設計等	H30～H31	全体事業期間 H30～H31
33	クリーンセンター整備に関する計画支援事業	調査、計画、設計等	H27～H31	全体事業期間 H22～H31

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 施設搬入物の監視の強化（施策番号 41）

搬入されるごみの展開調査を定期的を実施し、搬入不適物の混入を防止するとともに、搬入申請時のチェックを強化し、施設搬入前の業者指導を徹底する。

イ 行政のごみ減量に関する率先行動（施策番号 42）

庁舎、出先機関等の公共施設で古紙、びん・缶等の資源化を徹底するとともに、再生品のグリーン購入を進める。

ウ 不法投棄、散在性ごみ、野外焼却の防止（施策番号 43）

京都府、警察、消防署等と連携し、不法投棄や野外焼却に対する迅速な対応を図り防止に努める。散在性ごみについては、ごみゼロ運動、ノーポイ運動を通じて啓発を進める。

エ 小型家電のリサイクルに関する普及啓発・回収（施策番号 44）

小型家電のリサイクルについては、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき、レアメタル等の有用金属を有効利用できるよう、小型家電リサイクルの普及啓発及び小型家電回収ボックスを設置して、小型家電の回収を推進する。

オ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発（施策番号 45）

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づく、

適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。

カ 災害時の危機管理（施策番号 46）

国の「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）」に基づき、災害廃棄物に対する処理計画を策定し、万一の災害発生時には、計画に沿った対応ができるように準備を進める。

キ 廃棄物減量等推進員の活動推進（施策番号 47）

木津川市では、廃棄物の減量等に関し熱意と識見を有する住民を廃棄物減量等推進員として委嘱している。推進員は、市の廃棄物の減量等に関する施策への協力に加えて、ごみの減量に関する啓発をはじめ、3 R の推進の自主的な活動など、積極的な取組みが進められており、今後も支援を継続する。

4 計画のフォローアップと事後評価

（1）計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて京都府及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

（2）事後評価及び計画の見直し

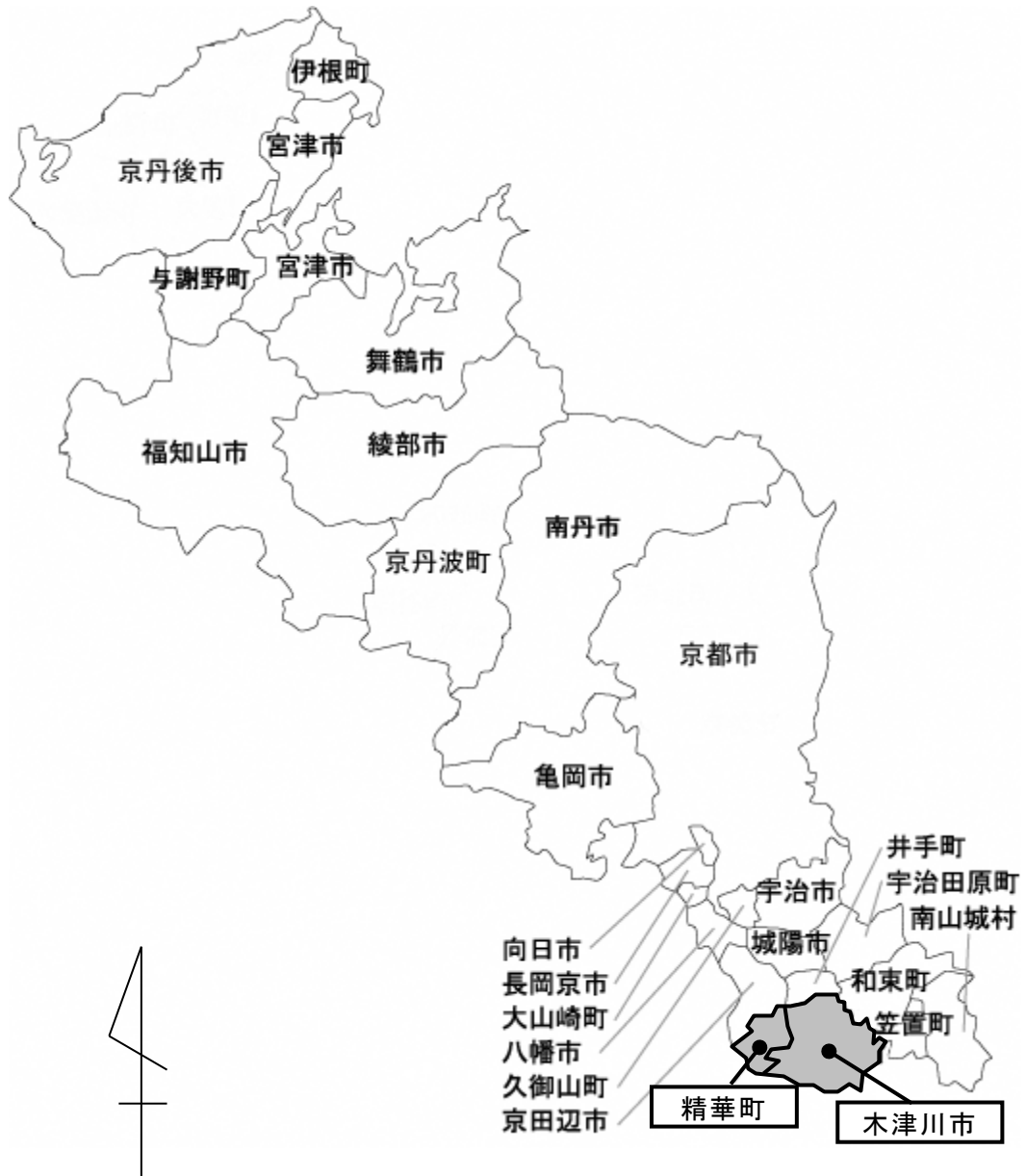
計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させることとする。

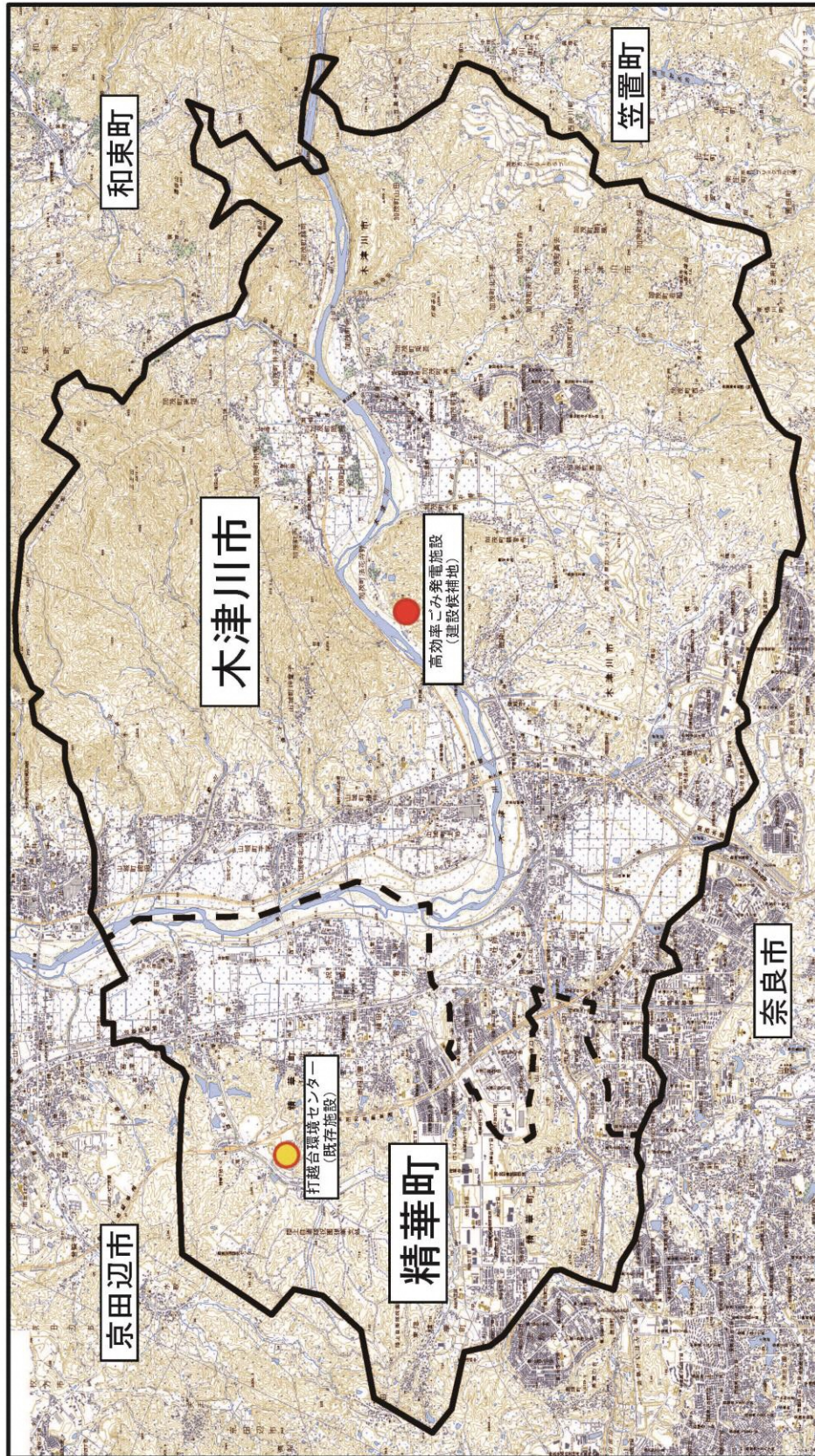
なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととする。

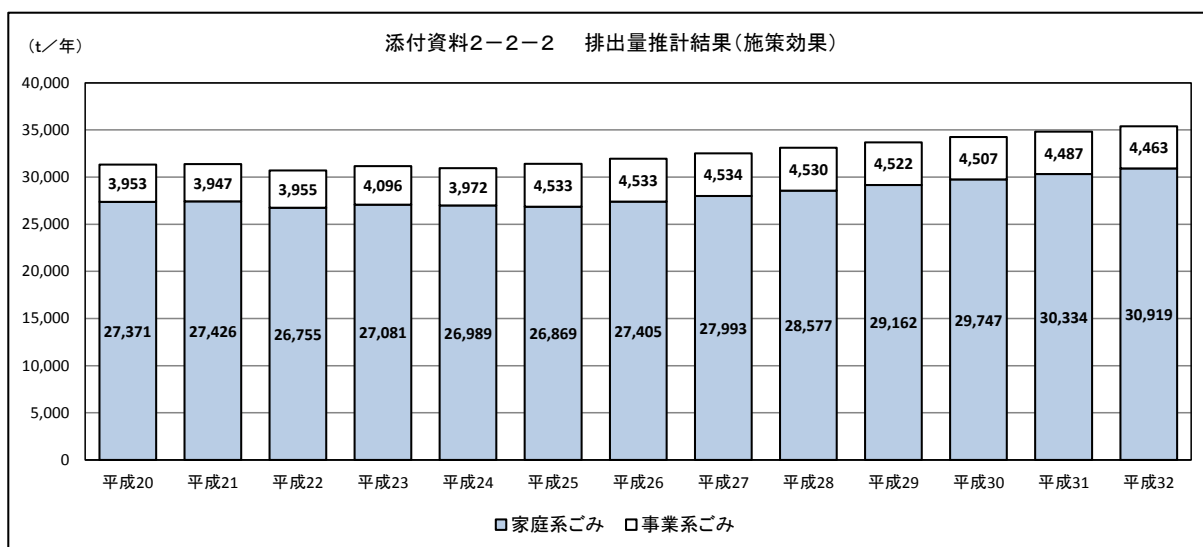
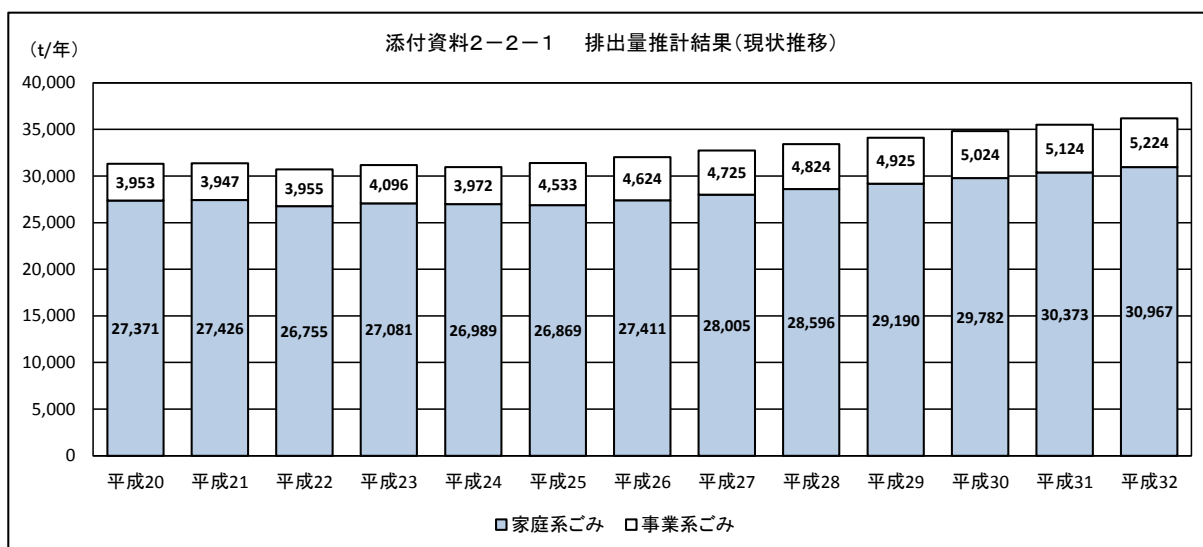
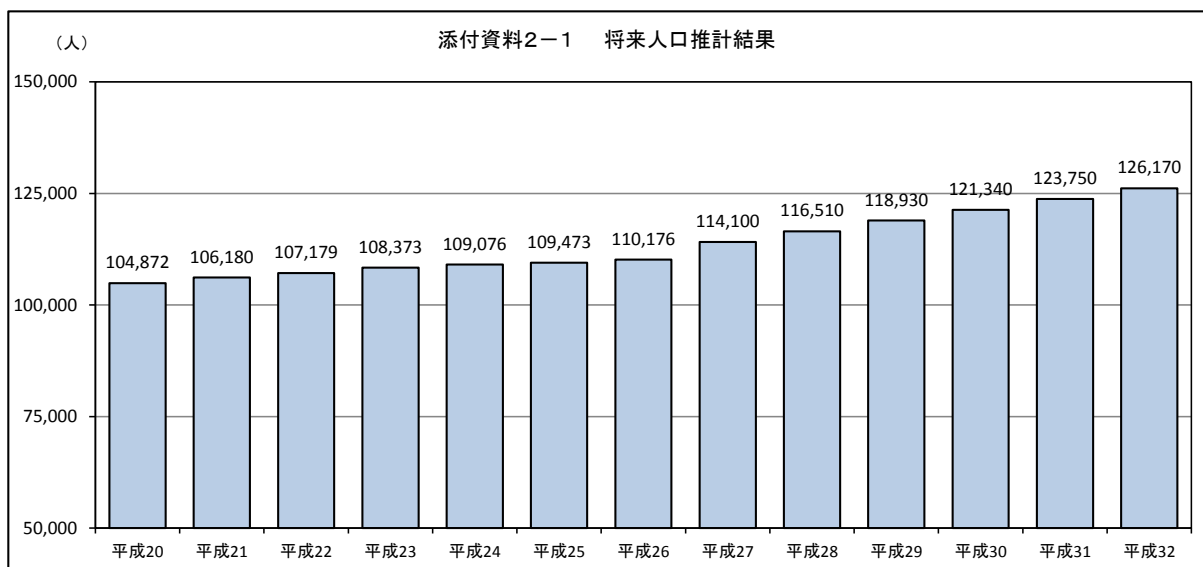
添 付 資 料

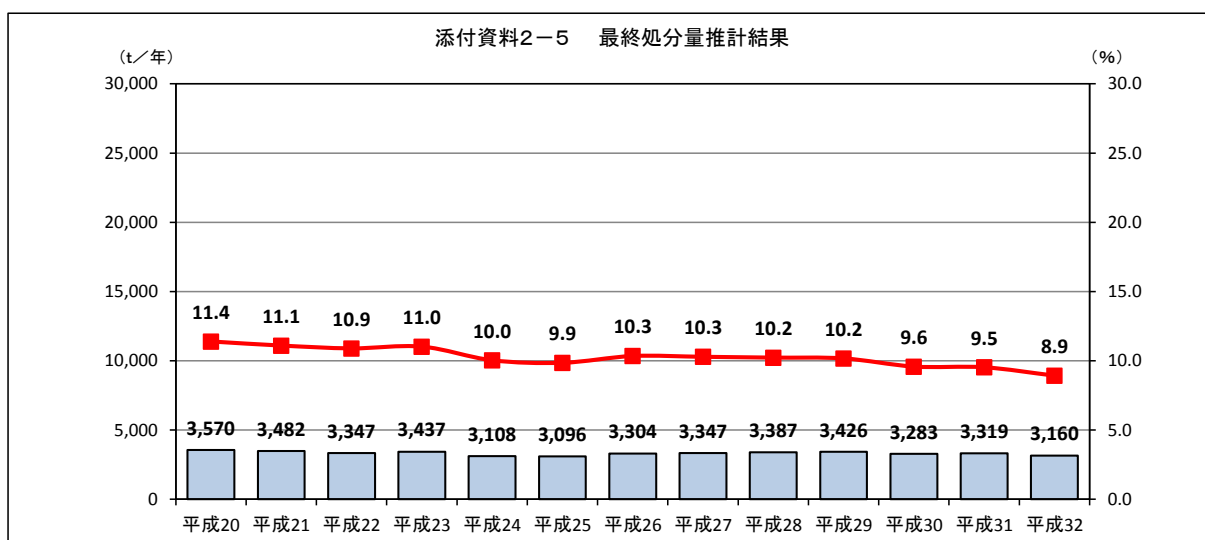
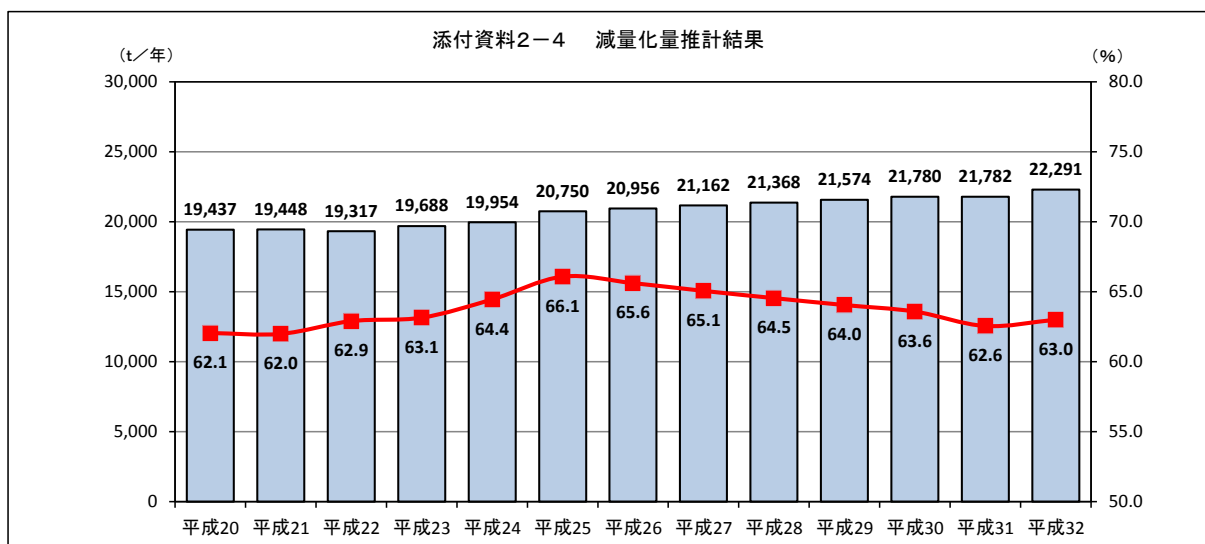
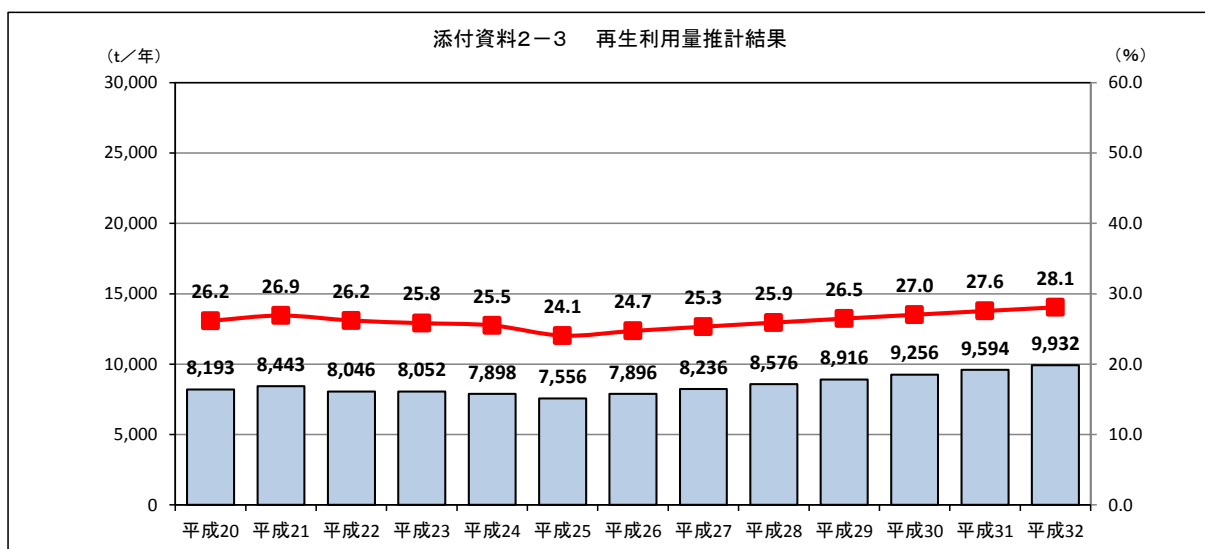
添付資料 1-1 対象地域図

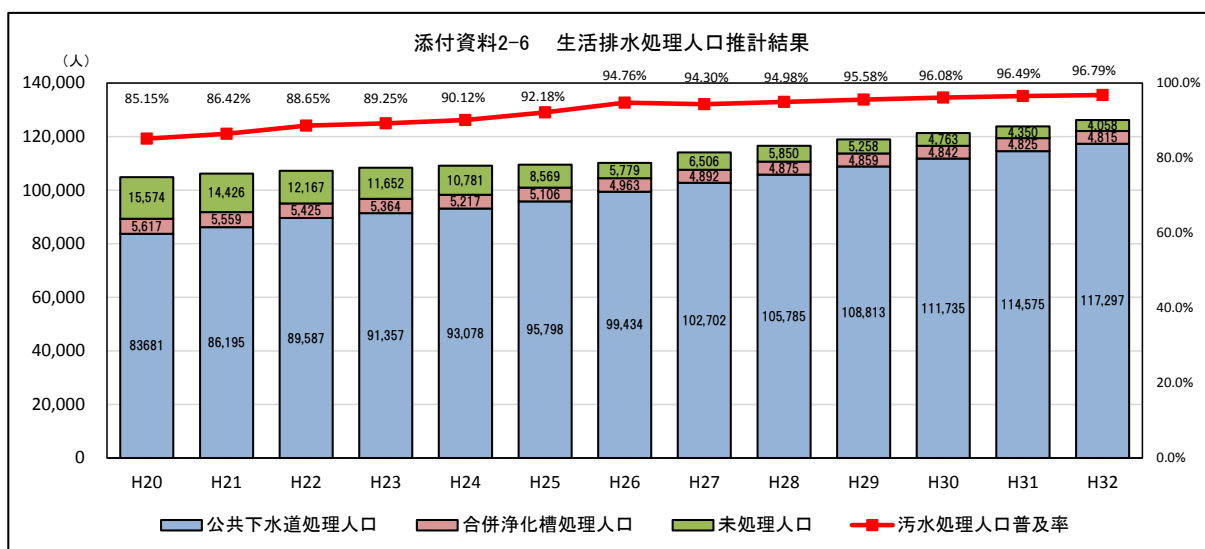


添付資料 1-2 既存・計画施設位置図









添付資料3 一般廃棄物（ごみ）等の処理目標資料

全国的には人口減少がみられるが、相楽西部地域を構成する木津川市・精華町は、関西文化学術研究都市の中心地区として住宅、商業施設及び文化学術研究施設等の整備が進められており、表3-1のとおり、今後も引き続き、人口が増加する見込みである。

このため、ごみの発生抑制及び減量化に取り組み、1人1日当たりのごみ排出量の削減を進めるものの、ごみの総排出量としては、増加する見込みである。

なお、相楽西部地域における平成21年度の1人1日当たりのごみ排出量について、全国平均と比較すると、概ね20%程度、低い数値であるが、今後、ごみ処理の有料化等により、ごみの発生抑制・減量化等の取組みを更に進めて、ごみの総排出量の削減を目指すこととする。

表3-1 国勢調査結果及び将来人口予測

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成31年	平成32年	平成37年
木津川市	58,809人	63,649人	69,789人	74,880人	80,330人	81,700人	85,900人
精華町	26,357人	34,236人	36,391人	39,220人	43,420人	44,470人	48,850人
相楽西部地域 (合計)	85,166人	97,885人	106,180人	114,100人	123,750人	126,170人	134,750人

表3-2 1人1日当たりの事業系及び家庭系の排出量

	平成12年	平成21年	平成27年	平成31年	平成32年	平成37年
木津川市	953.3g/人・日	794.6g/人・日	754.2g/人・日	749.8g/人・日	748.7g/人・日	743.3g/人・日
精華町	940.4g/人・日	839.1g/人・日	832.3g/人・日	809.9g/人・日	804.3g/人・日	776.3g/人・日
相楽西部地域 (合計)	949.3g/人・日	809.5g/人・日	781.0g/人・日	770.9g/人・日	768.3g/人・日	755.2g/人・日
全国平均	1,185 g/人・日	994 g/人・日	—	—	—	—

※1人1日当たりの事業系及び家庭系の排出量=(事業系排出量+家庭系排出量)÷人口÷365日

表3-3 1人1日当たりの家庭系排出量

	平成12年	平成21年	平成27年	平成31年	平成32年	平成37年
木津川市	509.4g/人・日	498.8g/人・日	480.2g/人・日	464.2g/人・日	460.5g/人・日	442.3g/人・日
精華町	622.8g/人・日	475.7g/人・日	462.7g/人・日	449.8g/人・日	446.9g/人・日	435.8g/人・日
相楽西部地域 (合計)	544.6g/人・日	490.9g/人・日	474.4g/人・日	459.2g/人・日	455.7g/人・日	440.0g/人・日
全国平均	736.5g/人・日	648.6g/人・日	—	—	—	—

※1人1日当たりの家庭系排出量=(家庭系排出量合計 - 総資源化量)÷人口÷365日

添付資料 4 分別区分説明資料

分別区分	主な品目	出し方
燃やすごみ	台所ごみ 紙くず 木くず ふとん カーテン など	<ul style="list-style-type: none"> ○生ごみは、水切りをしてください。 ○紙おむつは、汚物を取り除いてください。 ○天ぷら油は、凝固剤を使うか、新聞紙などに吸わせて出してください。(リサイクル研修ステーションに持ち込むこともできます。) ○木くずは、50 cmまでに切断し、釘などを抜いて直径 15 cmまでに束ねてください。(1回3束まで) ○ふとんは、1回につき2枚までで、1枚ずつひもで十字にしばって出してください。
ビニール・プラスチック容器包装 (木津川市) プラスチック製容器包装 (精華町)	菓子袋 レジ袋 食品カップ カップ麺の容器 など	<ul style="list-style-type: none"> ○汚れているものや容器包装以外のものは収集できません。 ○中身は使い切り、汚れをふき取って出してください。 ※汚れが付着して取れにくいものは「燃やすごみ」に出してください。
燃やさないごみ (木津川市) ビン・カン類 (精華町)	アルミホイル 空き缶 空きびん 食器 せともの 小型電化製品 など	<ul style="list-style-type: none"> ○小さく分けないで、大きな袋1枚に入れてください。 ○中身が付着しているもの、汚れているものは軽く洗ってください。 ○空き缶や空きびんのふたははずしてください。 ○スプレー缶等は使い切り、穴を開けて出してください。 ○刃物や割れたガラス等は「危険物」の表示をつけて出してください。 ○50cm 角を超えるものは粗大ごみに出してください。
ビニール・プラスチックごみ (廃プラスチック類)	歯ブラシ CD ビデオテープ 靴類 おもちゃ ゴム製品 など	<ul style="list-style-type: none"> ○靴類はすべて「ビニール・プラスチックごみ」に出してください。
粗大ごみ	家具 自転車 ストーブ 電化製品 など	<ul style="list-style-type: none"> ○電池や油、燃料等は抜いて出してください。 ○家電4品目、衣類乾燥機、パソコン、バイクは粗大ごみに出せません。
ペットボトル	ペットボトル (飲料用、酒用、しょうゆ用)	<ul style="list-style-type: none"> ○マークを確認してください。 ○中をすすいで、ラベルを取り外してください。 ○キャップ・ラベルは取り除いてください。 ※キャップは「ビニール・プラスチック容器包装」に出してください。 ○踏みつぶすなどして、できるだけ小さくして出してください。
古紙・古布類	新聞紙 雑誌類 布類 ダンボール類 など	<ul style="list-style-type: none"> ○ばらばらにならないように、ひもで束ねて出してください。 ○紙パックは、中をすすいで切り開き、乾かせてから出してください。
乾電池	廃乾電池	<ul style="list-style-type: none"> ○袋などから出して電池だけを回収箱に入れてください。 ○使い切りで充電できないタイプの電池に限ります。
生活ガラ (木津川市のみ)	家庭から出た土・レンガ ガラ類 など	<ul style="list-style-type: none"> ○1回 100kg までの持ち込みとします。 ○20kg までに分け、搬入してください。
蛍光灯	廃蛍光灯	<ul style="list-style-type: none"> ○破損しないように、買い換えた商品の包装に包んで出してください。
使用済小型電子機器等	携帯電話、パソコンなど (使用済小型電子機器等の回収に係るガイドラインに示す特定対象の 16 品目)	<ul style="list-style-type: none"> ○回収ボックスの投入口 (40cm×17cm) に入る使用済小型電子機器等とします。

添付資料 5 現有処理施設概要

項目	焼却施設
都市名	精華町
施設名	打越台環境センター
処理対象物	燃やすごみ（木津地域の一部及び加茂地域は民間委託）
処理能力	60 t / 日（30t/16h×2 炉）
型式	准連続運転・ストーカ式
竣工	昭和 55 年
余熱利用	場内温水利用

項目	最終処分場
都市名	木津川市
施設名	木津川市桜台環境センター
処理対象物	<ul style="list-style-type: none"> ・山城地区内に住居を有する個人から排出されるガレキ ・山城地区内の各地区長が行う当該地区の溝清掃から生じた土砂 ・その他前項に準ずる物で市長が埋立処分することが適当と認めたもの
残余容量	25,650m ³ （平成 25 年度末）
竣工	昭和 56 年

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成27年度)

1 地域の概要

(1)地域名	相楽地域	(2)地域内人口	110,176人	(3)地域面積	110.78 k ²
(4)構成市町名	木津川市、精華町	(5)地域の要件	面積 沖繩 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他	(人口)	
(6)構成市町に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：相楽郡西部塵埃処理組合 設立(予定)年月日：昭和37年 8月 日設立、認可予定 設立されていない場合、今後の見通し				

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状 (排出量に対する割合)					目 標	
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度		平成25年度
排 出 量	事業系 総排出量(トン)	3,953	3,947	3,955	4,096	3,972	4,533	4,463 (H25比 -1.5%)
	1 事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.33	1.33	1.33	1.48	1.51	1.72	1.69 (H25比 -1.7%)
	家庭系 総排出量(トン)	27,371	27,426	26,755	27,081	26,989	26,869	30,919 (H25比 15.1%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	181	176	178	176	176	177	166 (H25比 -6.2%)
合計	事業系家庭系排出量合計(トン)	31,324	31,373	30,710	31,177	30,961	31,402	35,382 (H25比 12.7%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (排出量比 0.0%)
	総資源化量(トン)	8,193 (26.2%)	8,443 (26.9%)	8,046 (26.2%)	8,052 (25.8%)	7,898 (25.9%)	7,556 (24.1%)	9,932 (排出量比 28.1%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量 MWh)	-	-	-	-	-	-	7,400 (H25比 100.0%)
中間処理による減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	19,437 (62.1%)	19,448 (62.0%)	19,317 (62.9%)	19,688 (63.1%)	19,954 (64.4%)	20,750 (66.1%)	22,291 (排出量比 63.0%)
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	3,570 (11.4%)	3,482 (11.1%)	3,347 (10.9%)	3,437 (11.0%)	3,108 (10.0%)	3,096 (9.9%)	3,160 (排出量比 8.9%)

《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、家庭系ごみを問わず、出されたごみの量

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差

最終処分量：埋立処分された量

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料 2-3、2-4、2-5)

3 一般廃棄物処理施設の現状と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			更新、廃止、新設の内容				備 考	
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	更新、廃止予定年月日	更新、廃止新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月日		処理能力(単位)
焼却施設	相楽郡西部塵埃処理組合	准連続燃焼・ストーカ式	有	60(トン/日)	平成30年度	・老朽化 ・エネルギー回収効率向上のため	高効率ごみ発電・エネルギー回収型廃棄物処理施設	平成30年度	94t/日	現施設の名称：打越台環境センター 新施設の名称：環境の森センター・きづがわ 施設の更新・新設の事業主体：木津川市 施設の運営主体：西部塵埃処理組合
ストックヤード	相楽郡西部塵埃処理組合	-	-	-	-	・リサイクル及びごみ収集の効率化のため	ストックヤード	平成31年度	未定	
最終処分場	木津川市	サンドイッチ工法	有	37,639 m ³	昭和56年7月	-	-	-	-	木津川市桜台環境センター 対象：山城地区

4 生活排水処理の目標

指標・単位	年	過去の状況・現状 (排出量に対する割合)					目標	
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度		平成25年度
総人口		104,872人	106,180人	107,179人	108,373人	109,076人	109,473人	126,170人
公共下水道	污水衛生処理人口	83,681人	86,195人	89,587人	91,357人	93,078人	95,798人	117,297人
	污水衛生処理率又は污水処理人口普及率	79.79%	81.18%	83.59%	84.30%	85.33%	87.51%	92.97%
合併処理浄化槽	污水衛生処理人口	5,617人	5,559人	5,425人	5,364人	5,217人	5,106人	4,815人
	污水衛生処理率又は污水処理人口普及率	5.36%	5.24%	5.06%	4.95%	4.78%	4.67%	3.82%
未処理人口		15,574人	14,426人	12,167人	11,652人	10,781人	8,569人	4,058人

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料2-6)

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年月	
浄化槽設置整備事業	木津川市	381	1,487人	平成11年4月	185	745	平成32年3月	

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2

事業種別 事業名称	事業番号	事業主体 名称	規模 単位	事業期間 交付期間		総事業費(千円)					交付金対象事業費(千円)					備考		
				開始	終了	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度			
○ストックヤード整備事業	1						594,660	0	0	0	0	0	0	0	0	566,610		全体事業費のうち解体事業費 529,000千円 循環型社会形成推進交付金
ストックヤード整備事業		西部塵埃 処理組合		H31	H31		594,660	0	0	0	0	0	0	0	0	566,610		継続：なお、H28に本事業からエネルギー 一回収型廃棄物処理場整備事業に移行 全体工期：H25～H30
○高効率ごみ発電施設事業	3	木津川市	94	H27	H27	3,479,158	3,479,158	0	0	0	0	0	0	2,404,849	0	0	0	H27：H26繰越分含 全体工期：H25～H30
クリーンセンター整備事業 (1/3)						1,714,710	1,714,710	0	0	0	0	0	0	786,689	0	0	0	
クリーンセンター整備事業 (1/2)						1,764,448	1,764,448	0	0	0	0	0	0	1,618,160	0	0	0	
○エネルギー回収型廃棄物処理 施設整備事業	3	木津川市	94	H28	H30	6,488,900	6,488,900	0	3,664,664	2,663,120	161,116	0	0	5,038,100	3,235,570	1,802,530	0	継続：なお、H28に高効率ごみ発 電施設事業から本事業に移行 全体工期：H25～H30
クリーンセンター整備事業 (1/3)						4,431,457	4,431,457	0	2,216,164	2,054,177	161,116	0	0	3,060,124	0	0	0	
クリーンセンター整備事業 (1/2)						2,057,443	2,057,443	0	1,448,500	608,943	0	0	0	1,977,976	1,427,860	550,116	0	
○施設整備に関する 計画支援事業						163,975	163,975	5,120	5,120	29,720	25,620	98,395	0	138,373	0	24,598	93,275	
ストックヤード 整備事業	31	西部塵埃 処理組合		H30	H31	113,775	113,775	0	0	0	20,500	93,275	0	113,775	0	20,500	93,275	全体工期：H30～H31 循環型社会形成推進交付金
クリーンセンター整備に係 る計画支援事業	33	木津川市		H27	H31	50,200	50,200	5,120	5,120	29,720	5,120	5,120	24,598	0	0	24,598	0	継続、全体工期：H22～H31 H28以降：二酸化炭素排出抑 制対策事業費交付金
○合併浄化槽に関する事業						83,270	83,270	16,654	16,654	16,654	16,654	16,654	73,270	14,654	14,654	14,654	14,654	継続
合併浄化槽設置整備	5	木津川市	185	H27	H31	83,270	83,270	16,654	16,654	16,654	16,654	16,654	73,270	14,654	14,654	14,654	14,654	
合計						10,809,963	10,809,963	3,500,932	3,686,438	2,709,494	208,510	709,709	8,221,202	2,419,503	3,250,224	1,841,782	35,154	674,539

相楽西部地域（木津川市・精華町）の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金必要の要否	事業計画						
					開始	終了		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
発生抑制・再使用の推進に関するもの	11	ごみ処理の有料化の導入	ごみの減量化、及びごみ処理の有料化について検討を推進する。 なお、ごみ処理の有料化については、ごみ減量の取り組み状況を勘案の上で平成30年度から導入することを目指す。	木津川市 精華町	継続事業			ごみ処理の有料化の検討						
	12	マイバッグ運動・レジ袋対策	事業者に対し、レジ有料化や詰め替え商品の優先的な仕入れなどの啓発を推進する。 市民に対し、マイバッグ持参や簡易包装の啓発を推進する。	木津川市 精華町	継続事業			マイバッグ運動・簡易包装などの啓発						
	13	集団回収等の推進	市民団体による古紙・古布類の集団回収に対して、回収実施に応じて補助金を交付する。	木津川市 精華町	継続事業			市民団体による古紙・古布類の集団回収に対し支援等						
	14	分別収集の推進・啓発活動・環境学習の実施	木津川市では、平成9年4月に開所したリサイクル研修ステーションを活用し、ごみゼロを目指した様々な取組みを継続して推進する。精華町では、精華町環境ネットワーク会議と協働し、環境啓発映画会等を企画、またごみ分別説明会等を実施し、分別収集の徹底、循環型社会の構築を目指す。	木津川市 精華町	継続事業			有効利用コーナー、さき織り工房、環境ポスター展、グリーンカーテンフォトコンテスト、紙バンド講習会等						
	15	家庭における生ごみの堆肥化	家庭用生ごみ処理機の購入に対する補助金を交付する。	木津川市 精華町	継続事業			生ごみ処理器購入補助、バイオ式の生ごみ堆肥化方法の紹介等						
	16	生活排水対策	無リン洗剤の使用、三角コーナーネットの使用及び拭取紙等の排出抑制商品の普及啓発活動を実施する。	木津川市 精華町	継続事業			合併浄化槽設置補助						
処理施設の整備に関するもの	1	ストックヤード整備事業	現在稼働中の打越台環境センターにおけるストックヤードの整備事業を推進する。	木津川市 精華町	H31	H31	○	整備						
	3	クリーンセンター整備事業(交付率1/3、1/2)	クリーンセンターの整備事業を推進する。	木津川市	H27	H30	○	クリーンセンターの整備		稼働				
	5	合併浄化槽整備	合併処理浄化槽整備を推進し、公共水域へ汚濁負荷の低減に取り組む。	木津川市	H27	H31	○	合併浄化槽整備						
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	1の計画支援業務	ストックヤード整備に係る調査・測量、計画及び設計等。	木津川市 精華町	H30	H31	○	調査、計画、設計等						
	33	3の計画支援事業	クリーンセンター整備に係る調査・測量、計画等。	木津川市	H27	H31	○	調査、計画等						
その他	41	施設搬入物の監視の強化	搬入されるごみの展開調査を定期的に行い、搬入不適物の混入の防止を図る。また、搬入申請時においてチェックを強化し、施設搬入前の業者指導を徹底する。	木津川市 精華町	継続事業			施設搬入物の監視を継続・強化						
	42	行政のごみ減量に関する率先行動	庁舎、出先機関等の公共施設で古紙、びん・缶等の資源化を徹底するとともに、再生品のグリーン購入を進める。	木津川市 精華町	継続事業			公共施設において、ごみ減量・リサイクル活動、グリーン購入を継続して実施						
	43	不法投棄、散在性ごみ、野外焼却の防止	京都、警察、消防等と連携し、不法投棄や野外焼却に対する迅速な対応を図って防止に努める。散在性ごみについては、ごみゼロ運動、ノーポイ運動を通じて啓発を進める。	木津川市 精華町	継続事業			市民啓発や不法投棄対策の推進						
	44	小型家電リサイクル	小型家電を回収するボックスを設置し、レアメタル等の有用な金属の有効利用を促進する。	木津川市 精華町	継続事業			小型家電リサイクルの普及啓発・回収						
	45	廃家電のリサイクルに関する普及啓発	特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。	木津川市 精華町	継続事業			廃家電のリサイクルの普及啓発						
	46	災害時の危機管理	災害廃棄物に対する処理計画を策定して、万一災害が発生した際に処理計画に基づき、迅速かつ適切に対応できるよう、準備を進める。	木津川市 精華町	継続事業			災害廃棄物に対する処理計画を策定し、災害時の準備の実施						
	47	廃棄物減量等推進員の活動支援	ごみの発生抑制・減量化の施策の推進に加えて、廃棄物減量等推進員を委嘱し、3R推進に関する自主的な活動に対する支援等を今後も継続する。	木津川市	継続事業			廃棄物量減量等推進員の活動支援						

施設概要（リサイクル施設系）

都道府県名 京都府

(1) 事業主体名	西部塵埃処理組合
(2) 施設名称	打越台ストックヤード(仮称)
(3) 工期	平成 31 年度
(4) 施設規模	未定
(5) 処理方式	ストックヤード
(5) 地域計画内の役割	リサイクル及びごみ収集運搬の効率化
(6) 廃焼却施設の解体工事の有無	④ 無
(11) ストック対象物	<ul style="list-style-type: none"> ・乾電池（30 トン程度） ・可燃物（30 トン程度） ・粗大ごみ
(12) 事業計画額	594,660 千円

施設概要（高効率ごみ発電・エネルギー回収型廃棄物処理系）

都道府県名 京都府

(1) 事業主体名	木津川市（精華町、西部塵埃処理組合）
(2) 施設名称	環境の森センター・きづがわ
(3) 工期	平成 27 年度～平成 30 年度
(4) 施設規模	処理能力 94 t/日（47 t/日×2 炉）
(5) 形式及び処理方式	全連続運転・ストーカ式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 ①（発電効率 12%以上）・ 無 2. 熱回収の有無 有（熱回収率 10%以上）・ ②
(7) 地域計画内の役割	既存施設の老朽化、エネルギー（熱）回収の推進 二酸化炭素の排出抑制
(8) 廃焼却施設の解体工事の有無	有 ③

(9) 事業計画額	9,968,058 千円
-----------	--------------

参 考

(10) 全体計画	1. 全体工期 平成 25 年度～平成 30 年度
	2. 全体事業計画額 12,314,852 千円

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 京都府

(1) 事業主体名	木津川市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水路の水質汚濁を防止し、住民の生活環境の改善を促進するため合併浄化槽を設置する者に対し、補助金を交付する。
(4) 事業期間	平成27年度～平成31年度
(5) 事業対象地域の要件	下水道法第4条第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域以外の地域及び下水道事業の計画区域外の地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 73,270千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対基数 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	65基 (195人分)	- 基	21,580千円	24,580千円	21,580千円
6～7人槽	105基 (450人分)	- 基	43,470千円	49,470千円	43,470千円
8～10人槽	15基 (100人分)	- 基	8,220千円	9,220千円	8,220千円
11～20人槽					
21～30人槽					
31～50人槽					
51人槽以上					
改築					
計画策定調査費					
合計	185基 (745人分)	- 基	73,270千円	83,270千円	73,270千円

計画支援事業

1 スtockヤード整備の計画支援事業

(1) 事業主体名	西部塵埃処理組合
(2) 事業目的	リサイクル及びごみ収集の効率化を図るため
(3) 事業名称	ストックヤード整備事業
(4) 事業期間	平成30年度～平成31年度
(5) 事業概要	施設整備に係る調査、計画、設計等

(6) 事業計画額	113,775千円
-----------	-----------

参 考

(7) 全体計画	1. 全体事業期間	平成30年度～平成31年度
	2. 全体事業計画額	113,775千円

2 高効率ごみ発電・エネルギー回収型廃棄物処理施設整備の計画支援事業

(1) 事業主体名	木津川市（精華町、西部塵埃処理組合）
(2) 事業目的	クリーンセンター（高効率ごみ発電施設）整備のため
(3) 事業名称	新クリーンセンター整備に係る計画支援事業
(4) 事業期間	平成27年度～平成31年度
(5) 事業概要	施設整備に係る調査、計画、及び設計等

(6) 事業計画額	50,200千円
-----------	----------

参 考

(7) 全体計画	1. 全体事業期間	平成22年度～平成31年度
	2. 全体事業計画額	441,619千円